

第1 包括外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の37第1項、及び第2項及び第4項並びに千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年千葉県条例第1号)第2条の規定に基づく包括外部監査である。

II 選定した特定の事件(テーマ)

1 監査テーマ

県土整備事業に関する財務事務の執行について

2 監査の対象期間

原則として令和2年度(必要に応じて他年度についても対象とする。)

3 監査対象の範囲

(1) 対象とする部局等

県土整備部

千葉県土地開発公社

公益財団法人千葉県下水道公社

公益財団法人千葉県建設技術センター

(2) 対象とした事務等

監査の対象は、県土整備事業に関する財務事務の執行

III 事件を選定した理由

千葉県では、平成29年10月に千葉県総合計画「次世代への飛躍輝け！ちば元気プラン」を策定し、基本理念として「千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が『暮らし満足度日本一』を感じ、誇れる千葉を実現します。」を掲げ、3つの基本目標を設定し、平成32年度(2020年度)の千葉県の目指す姿を示すとともに、千葉県が進むべき方向を明らかにしている。設定されている3つの基本目標は、以下のとおりである。

I 「安全で豊かなくらしの実現」

II 「千葉の未来を担う子どもの育成」

III 「経済の活性化と交流基盤の整備」

とりわけ令和2年度は総合計画の実施計画の最終年度に該当し、10年間の総仕上げとしての事業を実施している。

県土整備部においては、3つの基本計画のうち、「安全で豊かなくらしの実現」及び「経済

の活性化と交流基盤の整備」の 2 つの基本目標の下に、各種事業を位置付けており、監査対象である令和 2 年度においても、引き続きこれらの事業を重点的に実施し、総合計画の基本理念である「くらし満足度日本一」の実現に向け、総力を挙げて取り組んできた。これら県土整備部の事業に関する事項は、県民生活に直結する身近なテーマであることから、県民の関心が高い領域といえる。

このような中、県民に身近な県土整備に関する事業を取り上げ、これら事業の財務事務が、関係法規等に則り規制的に、かつ、時代の要請を反映した経済性・効率性・有効性を十分に追求して執行されているかについて監査を実施することは有用であると判断した。

IV 監査の視点

監査の視点は、以下のとおりである。

- 1 千葉県総合計画「次世代への飛躍輝け！ちば元気プラン」における県土整備事業に関する進捗管理
 - ・千葉県総合計画について、千葉県が実施している進捗管理(PDCA)は適切に行われているか
- 2 県土整備事業に関連して策定された整備計画及び道路の主要構造物である橋梁・トンネル・舗装・港湾・下水道施設・ダムその他関連設備等の維持・修繕計画等の進捗管理
 - ・各課で計画された整備計画等の手続が適切に行われているか
 - ・道路の主要構造物である橋梁・トンネル・舗装・港湾・下水道施設・ダムその他関連施設の維持・修繕計画等の進捗管理は適切に行われているか
- 3 県土整備事業に関する収入・支出及び資産の管理状況
 - ・使用料等の徴収、減免及び債権管理は適切に行われているか
 - ・施設・設備・備品等の現物管理が適切に行われているか
 - ・契約事務は適切に行われているか
 - ・県土整備事業に関する収入・支出状況に関する内部統制の整備状況
- 4 外郭団体における事業の管理状況及び出納その他の事務の執行状況
- 5 その他、テーマを踏まえて包括外部監査人が必要と認める手続

V 主な監査手続

1 概要の把握

県土整備部の組織、人員、財務等について概要を把握するため、県土整備事業の状況及び課題等について担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行った。

2 監査対象とした県土整備部の各部署及び外郭団体等の担当者への質問及び文書等の

査閲

県土整備部の財務に関する事務手続について、各所管部署及び外郭団体等の担当者への質問及び関連する帳簿、証拠資料及び文書等の査閲を行った。

以下の各部署に対して監査を実施した。

県土整備部

- ・県土整備政策課
 - 土木事務所(15)[出張所(7)]
- ・技術管理課
- ・建設・不動産課
- ・用地課
- ・道路計画課
- ・道路整備課
 - 北千葉道路建設事務所
- ・道路環境課
- ・河川整備課
 - 一宮川改修事務所・ダム管理事務所(2)
- ・河川環境課
- ・港湾課
 - 港湾事務所(3)[支所(3)]
- ・営繕課
- ・施設改修課
- ・都市整備局都市計画課
- ・都市整備局市街地整備課
 - 区画整理事務所(3)
- ・都市整備局公園緑地課
- ・都市整備局下水道課
 - 下水道事務所(3)
- ・都市整備局建築指導課
- ・都市整備局住宅課

また、県土整備部の出先機関である 28 の事務所のうち葛南土木事務所、安房土木事務所、江戸川下水道事務所、管轄する外郭団体のうち千葉県土地開発公社、公益財団法人千葉県下水道公社、公益財団法人千葉県建設技術センターに対して往査(実地調査)を行った。その他の事務所及び外郭団体については、県土整備部へのヒアリングや資料提示を受けて概括的に状況を把握した。

なお、上記事務所及び外郭団体を往査先として選定した理由は、以下のとおりである。

・葛南土木事務所

葛南土木事務所の行政区域は、千葉県北西部に位置する市川市、船橋市、浦安市の3市を所管している。面積は160.3 km²であり、面積では県全体のわずか3%の地域に、人口では約2割の130万人が居住しており、人口密度が1 km²当たり約8,000人を超える県内で最も高い地域となっている。首都東京に最も近い土木事務所であるとともに、治水、海岸整備等、道路事業以外の事業も多数抱えているため、事業の進捗及び管理状況を直接確認するため、往査先に選定した。

・安房土木事務所

安房土木事務所は、千葉県の最南端にある土木事務所であり、安房合同庁舎内に事務所を構えている。当該事務所には鴨川出張所があり、館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町を所管している。面積は576平方キロメートル、人口約12万人であり、山林が多いことから、君津土木事務所と並んで橋梁及びトンネルを多く保有していることが特徴である。事業の進捗及び管理状況の確認、特に橋梁及びトンネルの保全状況等を直接確認するため、往査先に選定した。

・江戸川下水道事務所

江戸川下水道事務所は、江戸川左岸流域下水道事業を統括している。江戸川左岸流域下水道の8市(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市)は、人口増加の著しい地域であり、当初の計画処理人口から大きく増加している。江戸川第一終末処理場は、平成18年の事業変更認可に追加され、整備を進めているところであり、必要な施設を集約して配置した第1期区域(9.8ha)を重点的に整備し、施設が完成したことから令和3年3月1日付で供用開始している。下水道事業の進捗及び管理状況を直接確認するとともに、江戸川第一終末処理場建設工事についても管理監督すべき下水道事務所であることから、往査先として選定した。

・千葉県土地開発公社

千葉県土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、県施策の一端を担う公法人として、国、県及び市町村から受託した公有地の先行取得等を行っているほか、土地造成事業として工業団地の開発を行っている。土地の先行取得についての主なものが千葉県からの委託事業であり、千葉県との関係が強い公法人であることから、その事業管理状況及び収支状況等を確認するため、往査先として選定した。

・公益財団法人千葉県下水道公社

公益財団法人千葉県下水道公社は、千葉県より江戸川左岸流域下水道施設の維持管理業務を受託しているほか、印旛沼・手賀沼流域下水道施設について千葉県が民間業者に包括委託した業務の履行監視業務を行っている。千葉県の下水道事業に深くかかわっていることから、その事業管理状況及び収支状況等を確認するため、往査先として選定した。

・公益財団法人千葉県建設技術センター

公益財団法人千葉県建設技術センターは、千葉県内の地方公共団体が施工する建設事業の円滑で効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の技術の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与することを目的として設立されている。そのため、事業収益の大半が県及び県内の地方公共団体であることから、公益性の高い団体と位置付けられている。県が実施する建設事業とのかかわりが強いことから、その事業管理状況及び収支状況等を確認するため、往査先として選定した。

3 過去の包括外部監査における指摘事項等(県土整備部及び外郭団体に関するもの)に対する県土整備部の措置状況等の把握及び検討

過去に実施された包括外部監査において県土整備部に関連した指摘及び意見について、指摘事項に対する措置状況及び意見に対する対応状況について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行った。

VI 「監査の結果(指摘)」及び「監査の意見(意見)」について

指摘及び意見の記載方法は、関連する事実の後に、「指摘」又は「意見」として記載している。指摘とは、主に法規性に関する事項(法令、条例、規則、規定又は要綱等に抵触する事項)、または経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち著しく重要性が高いと判断する事項であり、県において措置が必要であると認められるものである。

また、意見とは、指摘には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理化のために改善を要望する事項であり、県がこの意見を受けて何らかの対応を図ることを強く期待するものである。

県は従来から指摘については、監査結果を参考に、措置を講じその状況を公表してきたが、意見については業務遂行の参考として受け止めてきた。なお、県は、平成 30 年度からは意見についても対応状況を公表している。

VII 監査の実施期間

令和3年7月21日から令和4年2月18日

VIII 包括外部監査人及び補助者

1 包括外部監査人

公認会計士 岡村 俊克

2 補助者

公認会計士 浜田 陽介

公認会計士 児玉 卓也

公認会計士 大坪 秀憲

公認会計士 三枝 和臣

公認会計士 野本 裕子

公認会計士 馬場 正威

公認会計士 柏崎 あゆみ

公認会計士 高田 尚孝

公認会計士試験合格者 山本 周弥

IX 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に規定する利害関係はない。

X その他

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 県土整備事業の概要

I 県土整備に関する事業の概要

令和2年度は、総合計画『次世代への飛躍輝け！ちば元気プラン』の実施計画の最終年度となる。

県土整備部においては、下表の3つの基本目標のうち、「安全で豊かなくらしの実現」と「経済の活性化と交流基盤の整備」の2つの基本目標の下に、各種事業を位置付けており、今年度も引き続き、これらの事業を重点的に実施し、総合計画の基本理念である「くらし満足度日本一」の実現に向け、総力を挙げて取り組んでいるところである。

千葉県総合計画『次世代への飛躍輝け！ちば元気プラン』第3章

※ゴシック体は、県土整備部と関連がある項目

基本目標	政策分野	施策項目
I 安全で豊かなくらしの実現	1 自助・共助・公助が連携した防災先進県づくり	①自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上 ②災害に強いまちづくりの推進 ③危機管理対策の推進
	2 くらしの安全・安心を実感できる社会づくり	①犯罪の起こりにくい、安全で安心して暮らせる社会の構築 ②交通安全県ちばの確立 ③消費生活の安定と向上
	3 健やかで生き生きと自分らしく暮らせる社会づくり	①増大する医療ニーズに対応した安心で質の高い医療サービスの提供 ②生涯を通じた健康づくりの推進 ③高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現 ④障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築 ⑤互いに支え合い、安心して心豊かに暮らせる地域社会づくりの推進
	4 文化とスポーツで輝く社会づくり	①ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティーの醸成 ②「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」の推進
	5 みんなで守り育てる環境づくり	①地球温暖化対策の推進 ②循環型社会の構築 ③豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全 ④野生生物の保護と適正管理

育成 Ⅱ 千葉の未来を担う子どもの	1 子どもと子育て世代への強力サポート体制づくり	①安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり ②地域による子育て支援の充実 ③子どもの健やかな成長と自立
	2 世界に通じ未来支える人づくり	①志を持ち、失敗を恐れずチャレンジする人材の育成 ②ちばのポテンシャルを生かした教育立県の土台づくり ③教育の原点としての家庭の力の向上と人づくりのための連携 ④多様化する青少年問題への取組
Ⅲ 経済の活性化と交流基盤の整備	1 国内外の多くの人々が集う魅力ある県づくり	①千葉の「宝」を生かした観光立県の推進と移住・定住の促進 ②国際都市として発展するCHIBAづくり
	2 挑戦し続ける産業づくり	①県経済の活力を生み出す産業の育成と企業立地の促進 ②中小企業・小規模事業者の経営基盤強化 ③地域の創意工夫による経済活性化の取組の促進
	3 地域の活性化を支える人づくり	①女性の活躍推進 ②雇用対策の推進と産業人材の育成
	4 豊かな生活を支える食と緑づくり	①産地の戦略的な競争力強化と高収益型農林水産業への転換 ②緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
	5 活力ある県土の基盤づくり	①交流基盤の強化 ②成田空港の機能拡充と空港を活用した県経済の活性化 ③社会資本の適正な維持管理 ④人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進

千葉県総合計画『次世代への飛躍輝け！ちば元気プラン』第3章第2節に記載された「主な取組」に含まれる具体的な事業の内容のうち、県土整備部が所掌となるものは以下のとおりである。

I 安全で豊かな暮らしの実現

1 自助・共助・公助が連携した防災先進県づくり

② 災害に強いまちづくりの推進

1. 災害に強い社会資本の整備

〔技術管理課・道路環境課・河川整備課・河川環境課・港湾課・公園緑地課・下水道課〕

橋りょう耐震補強・道路法面の防災対策・無電柱化の推進/耐震強化岸壁の整備の推進/河川・海岸施設の耐震化の推進/流域下水道施設の耐震化の推進/河川・海岸整備の推進/土砂災害対策の推進/県立都市公園の整備推進/防災対策情報の提供/i-Constructionの推進

2. 建築物・宅地の地震対策の推進〔都市計画課・建築指導課・施設改修課〕
被災宅地危険度判定士の養成/被災建築物応急危険度判定士の養成/耐震診断・耐震改修技術者の養成/無料耐震相談会の開催/庁舎・学校・文化施設等の耐震化の推進

2 暮らしの安全・安心を実感できる社会づくり

② 交通安全県ちばの確立

3. 自転車安全利用の推進〔道路環境課〕
自転車通行環境の整備推進
5. 交通安全環境の整備〔道路環境課〕
道路環境の整備と改善

3 健やかで生き生きと自分らしく暮らせる社会づくり

③ 高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現

4. 高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進〔道路環境課・住宅課〕
自立や介護に配慮した住宅の整備促進/住まいに関する情報提供など多様な住まいのニーズへの対応/特定道路のバリアフリー化対策の推進

5 みんなで守り育てる環境づくり

① 地球温暖化対策の推進

2. 省エネルギーの促進〔住宅課〕
長期優良住宅の普及促進
3. 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善〔都市計画課・公園緑地課〕
低炭素社会の構築や自然環境に配慮したまちづくりの促進/都市等の緑の保全と緑化推進

② 循環型社会の構築

3. 廃棄物の適正処理の推進〔河川環境課〕
海岸漂着物の適正処理
6. 再資源化に向けた県の取組の推進〔技術管理課〕
建設廃棄物の再資源化や縮減の推進(公共工事に係るものに限る。)

- ③ 豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全
 - 4. 良好な水環境・地質環境の保全〔河川環境課・下水道課〕
印旛沼・手賀沼の浄化対策の推進/下水の高度処理化の推進

Ⅲ 経済の活性化と交流基盤の整備

- 1 国内外の多くの人々が集う魅力ある県づくり
 - ① 千葉の「宝」を生かした観光立県の推進と移住・定住の促進
 - 1. 何度でも訪れたい魅力ある観光地づくり〔河川環境課〕
印旛沼流域かわまちづくりの推進
- 5 活力ある県土の基盤づくり
 - ① 交流基盤の強化
 - 2. 交流を支える道路ネットワークの整備・有効活用〔道路計画課・道路整備課〕
高規格幹線道路等の整備促進/国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進/
観光地へのアクセスを強化する道路の整備推進/アクアラインの料金引下げの継
続/「道の駅」を活用した地域活性化の取組の促進
 - 3. 港湾の整備・振興〔港湾課〕
大型船舶に対応した整備促進/港湾緑地・緑地プロムナード・旅客船ふ頭やクル
ーズ船受入環境の整備/ポートセールスの推進
 - ② 成田空港の機能拡充と空港を活用した県経済の活性化
 - 4. 成田空港への交通アクセスの強化〔道路計画課・道路整備課〕
高規格幹線道路等の整備促進/国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進
 - ③ 社会資本の適正な維持管理
 - 1. 既存施設の適正な維持管理と長寿命化
〔道路環境課・河川環境課・港湾課・公園緑地課・下水道課・住宅課〕
道路施設の維持管理と長寿命化/河川施設の維持管理と長寿命化/港湾(海岸)施
設の維持管理と長寿命化/県立都市公園の公園施設の維持管理と長寿命化/流
域下水道施設の維持管理と長寿命化/県営住宅の維持管理と長寿命化
 - ④ 人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進
 - 1. 時代の変化に対応したまちづくりの推進〔都市計画課〕
時代の変化に対応した都市計画の見直し/市町村のまちづくりに対する支援

2. 安全・安心で魅力あふれるまちづくり

[用地課・道路整備課・道路環境課・市街地整備課・公園緑地課・下水道課・建築指導課]

つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業の推進/金田西特定土地区画整理事業の推進/組合施行土地区画整理事業の促進/市街地再開発事業の促進/交通遮断時間の多い踏切除去の推進/市街地交通の円滑化を図る道路整備の推進/県立都市公園の整備推進/流域下水道整備の推進/無電柱化の推進/自転車通行環境の整備推進/千葉県建築文化賞表彰の実施/地籍調査事業の推進

3. バリアフリー化の推進〔道路環境課〕

特定道路のバリアフリー化対策の推進

4. 環境・景観に配慮した整備・保全

[道路整備課・道路環境課・河川環境課・公園緑地課]

周辺環境に配慮した道路の整備推進/透水性舗装・排水性舗装の推進/河川の環境の整備と保全/都市の緑の保全・創出/県立都市公園の整備推進/屋外広告物の規制・誘導/景観セミナー等による普及・啓発活動の実施及び市町村支援

5. 豊かな住生活の実現〔住宅課〕

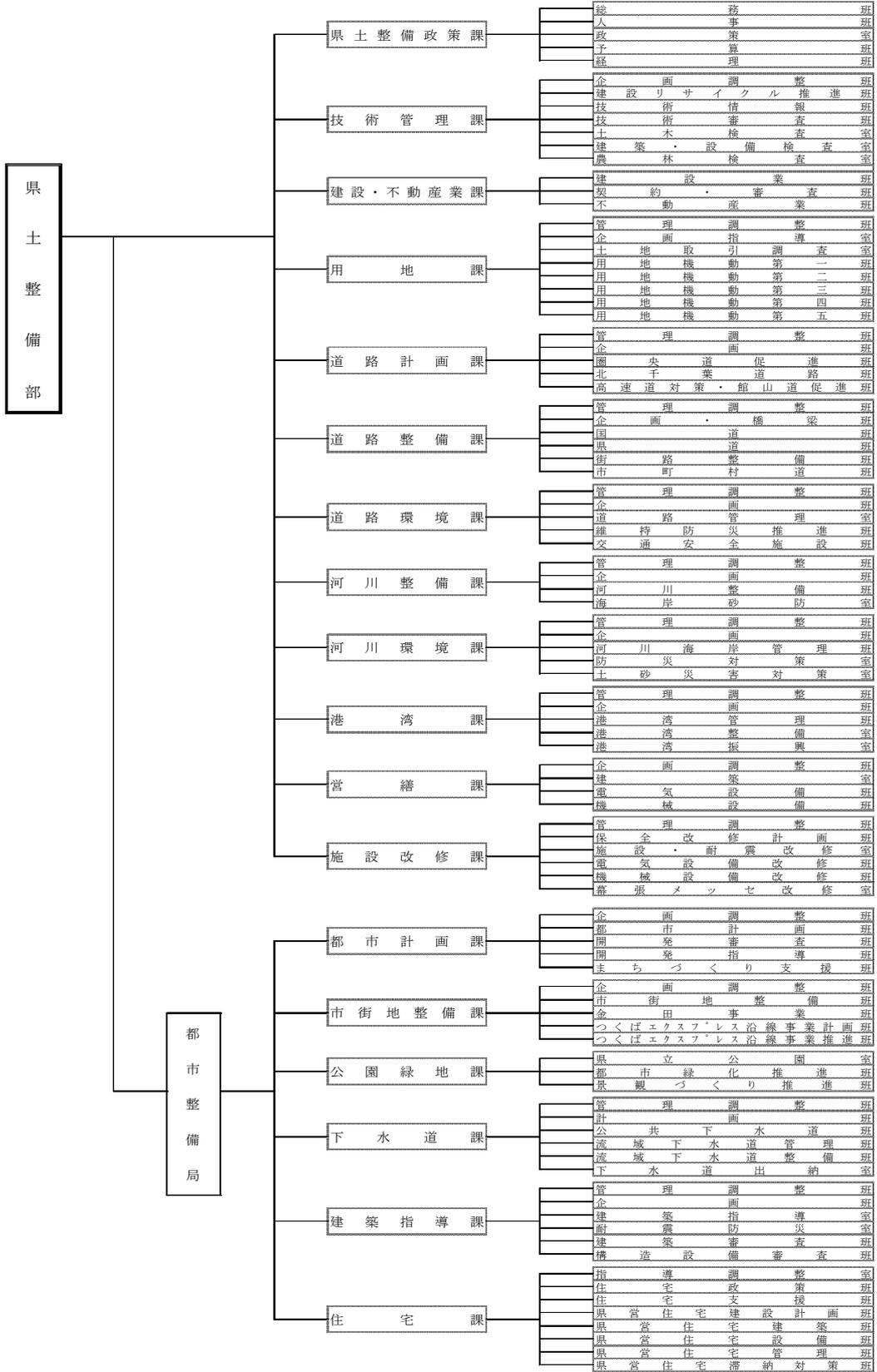
住情報の提供/高齢者等に対する適切な住宅の確保/既存住宅の流通・活用の促進/空き家対策の推進/県営住宅の建設・管理/マンション管理の支援

II 県土整備部の組織

1 県土整備部の組織

県土整備部における令和2年度の組織図は、以下のとおりである。

(図表 1)令和 2 年度県土整備部組織図



(図表 2)令和 2 年度県土整備部出先機関

(出先) 15 土木事務所、3 港湾事務所、2 特設事務所、2 ダム管理事務所、
3 区画整理事務所、3 下水道事務所

千 葉 土 木 事 務 所
葛 南 土 木 事 務 所
東 葛 飾 土 木 事 務 所
柏 土 木 事 務 所
印 旛 土 木 事 務 所
成 田 土 木 事 務 所
香 取 土 木 事 務 所
銚 子 土 木 事 務 所
海 匝 土 木 事 務 所
山 武 土 木 事 務 所
長 生 土 木 事 務 所
夷 隅 土 木 事 務 所
安 房 土 木 事 務 所
君 津 土 木 事 務 所
市 原 土 木 事 務 所
千 葉 港 湾 事 務 所
葛 南 港 湾 事 務 所
木 更 津 港 湾 事 務 所
北 千 葉 道 路 建 設 事 務 所
一 宮 川 改 修 事 務 所
亀 山 ・ 片 倉 ダ ム 管 理 事 務 所
高 滝 ダ ム 管 理 事 務 所
流 山 区 画 整 理 事 務 所
柏 区 画 整 理 事 務 所
木 更 津 区 画 整 理 事 務 所
印 旛 沼 下 水 道 事 務 所
手 賀 沼 下 水 道 事 務 所
江 戸 川 下 水 道 事 務 所

Ⅲ 県土整備部の予算及び決算

1 県土整備部の予算

過去3年間(平成30年度～令和2年度)における県土整備部各課の予算は、以下のとおりである。なお、予算の額は前年度からの繰越額を含んでいる予算額であることに留意する。

(図表3)過去3年間の県土整備部各課の予算(繰越額を含む)

(単位:千円)

課名	令和2年度	令和元年度	平成30年度
県土整備政策課	16,189,880	17,766,702	13,753,875
技術管理課	115,075	103,742	112,587
建設・不動産業課	109,379	98,519	93,529
用地課	1,686,509	1,500,071	1,343,320
道路計画課	6,606,828	9,933,822	8,837,048
道路整備課	59,609,284	46,857,612	41,988,892
道路環境課	36,976,540	30,919,492	26,112,645
河川整備課	45,250,742	33,418,310	28,494,737
河川環境課	10,240,878	7,930,963	6,370,671
港湾課	6,047,918	4,737,871	4,150,364
営繕課	11,651	11,441	10,095
施設改修課	10,408	10,374	9,240
都市計画課	35,861	62,458	120,716
市街地整備課	4,157,200	4,143,231	3,931,751
公園緑地課	4,752,409	3,252,094	3,368,335
下水道課	2,386,753	2,024,009	2,112,435
建築指導課	3,725,527	4,097,396	180,229
住宅課	8,516,217	7,047,152	6,631,169
収用委員会	355,778	295,691	278,864
合計	206,784,842	174,210,953	147,900,507

2 県土整備部の決算

① 歳出総額

過去3年間(平成30年度～令和2年度)における県土整備部各課の決算額のうち歳出総額は、下記のとおりである。

(図表 4)過去 3 年間の県土整備部各課の歳出額

(単位:千円)

課名	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
県土整備政策課	14,629,801	12,838,651	12,244,169
技術管理課	107,710	100,896	109,345
建設・不動産業課	98,591	89,450	83,181
用地課	1,442,701	1,269,785	1,105,896
道路計画課	6,335,152	9,688,765	8,542,502
道路整備課	31,292,423	26,528,554	26,592,127
道路環境課	25,548,267	22,440,505	20,075,495
河川整備課	25,884,958	15,083,452	15,792,088
河川環境課	6,705,746	5,158,066	4,175,451
港湾課	4,067,970	3,450,101	3,086,018
営繕課	9,703	9,553	8,804
施設改修課	9,244	9,477	7,609
都市計画課	30,116	55,335	113,674
市街地整備課	2,688,657	2,725,750	2,642,308
公園緑地課	2,516,421	2,060,758	2,797,237
下水道課	2,379,520	2,023,249	2,112,264
建築指導課	2,182,349	477,422	164,054
住宅課	6,896,906	5,800,131	5,744,357
収用委員会	351,027	288,909	271,379
合計	133,177,272	110,098,817	105,667,967

② 翌年度繰越額

過去 3 年間(平成 30 年度～令和 2 年度)における県土整備部各課の決算額のうち翌年度繰越額は、下記のとおりである。

(図表 5)県土整備部各課の翌期繰越額

(単位:千円)

課名	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
県土整備政策課	676,000	3,725,590	706,676
技術管理課	—	—	—
建設・不動産業課	—	—	—
用地課	226,166	222,492	219,807
道路計画課	151,011	145,342	167,828

道路整備課	23,372,850	19,036,847	12,813,311
道路環境課	7,577,235	7,785,086	5,257,936
河川整備課	17,683,117	15,451,686	12,247,293
河川環境課	3,128,159	2,417,674	1,913,761
港湾課	1,764,387	928,498	729,673
営繕課	—	—	—
施設改修課	—	—	—
都市計画課	—	—	—
市街地整備課	1,064,522	1,165,253	1,181,699
公園緑地課	1,879,267	1,034,968	436,799
下水道課	6,751	—	—
建築指導課	—	3,605,788	2,357
住宅課	1,464,402	905,422	743,624
収用委員会	—	—	—
合計	58,993,871	56,424,651	36,420,767

③ 不用額

過去3年間(平成30年度～令和2年度)における県土整備部各課の決算額のうち不用額は、下記のとおりである。なお、不用額とは、次年度予算として不用なため繰越しなかった額のことである。

(図表6)過去3年間の県土整備部各課の不用額

(単位:千円)

課名	令和2年度	令和元年度	平成30年度
県土整備政策課	884,078	1,202,459	803,029
技術管理課	7,364	2,845	3,241
建設・不動産業課	10,787	9,068	10,347
用地課	17,641	7,793	17,616
道路計画課	120,664	99,715	126,716
道路整備課	4,944,010	1,292,210	2,583,452
道路環境課	3,851,037	693,900	779,213
河川整備課	1,682,666	2,883,171	455,355
河川環境課	406,972	355,222	281,458
港湾課	215,560	359,271	334,673
営繕課	1,947	1,887	1,290
施設改修課	1,163	896	1,630

都市計画課	5,744	7,122	7,041
市街地整備課	404,020	252,227	107,744
公園緑地課	356,720	156,366	134,298
下水道課	481	759	170
建築指導課	1,543,177	14,185	13,817
住宅課	154,909	341,597	143,188
収用委員会	4,750	6,781	7,484
合計	14,613,698	7,687,485	5,811,771

IV 県土整備部の実施する事業

(1) 県土整備政策課

主な業務

- 1 部内の人事・予算に関すること。
- 2 部内の政策立案・評価・調整に関すること。
- 3 災害復旧に関すること。

事業名	事業の概要
災害復旧事業 (1,010,000 千円) (補助 1,000,000 千円) (単独 10,000 千円)	暴風雨、洪水、地震その他の異常な天然現象によって、河川、海岸、道路、橋りょう、港湾、公園等の公共土木施設が被害を受けた場合に、県民生活や社会経済の安定を図るため早急に復旧する。

(2) 技術管理課

主な業務

- 1 建設技術に関する調査・指導に関すること。
- 2 建設工事及び委託設計業務等の検査に関すること。
- 3 工事の安全対策に関すること。
- 4 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等に関すること。
- 5 建設副産物対策及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること。
- 6 新技術の活用・普及及び電子納品の推進に関すること。
- 7 土木工事に係る設計積算・積算基準及び仕様書・技術基準等に関すること。
- 8 建設工事等に係る低入札価格調査に関すること。
- 9 公益財団法人千葉県建設技術センターに関すること。

事業名	事業の概要
建設技術に関する調査・指導 (3,448 千円)	土木技術職員等に対し、職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させるため、「千葉県土木技術職員研修実施要綱」に

	基づき、研修を実施する。
建設工事・委託設計業務等の検査	千葉県建設工事検査要綱、千葉県委託設計業務等検査要綱、千葉県建設工事検査基準及び千葉県委託設計業務等検査基準等により、県が発注した建設工事・委託設計業務等を厳正に検査する。 (企業局等に係る建設工事等の検査については協定の締結により、また、教育委員会発注の建設工事等の検査については地方自治法第 180 条の 7 の規定によりそれぞれ実施している。)
建設工事の安全対策	県が発注する建設工事の事故防止を図るため、関係機関相互の緊密な連携のもとに総合的な安全対策を推進する。
総合評価方式の推進 (1,334 千円)	県民福祉の向上及び県内経済の健全な発展に寄与する優良な社会資本の整備を推進するため、価格と品質が総合的に優れた調達として総合評価方式を推進する。
公共工事の品質確保等に関する取組の推進	公共工事の品質確保や担い手の中長期的育成・確保のため、建設業に若手技術者等が入職しやすい環境を整える取組として、工事現場の週休 2 日制適用工事などを試行するとともに、建設現場における生産性向上に向けて i-Construction を推進しており、「ICT土工」、「ICT舗装工」及び「ICT河川浚渫」の普及に取り組んでいる。
建設副産物対策事業 (8,681 千円)	千葉県建設リサイクル推進計画及びガイドラインに基づき、建設発生土情報交換システムやストックヤード等を活用して建設発生土の有効利用に努めるとともに、建設廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を推進する。 また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく解体工事業者の登録、解体工事等を行う場合の事前の届出、分別解体等及び再資源化等の徹底を図るため、工事関係者等への周知啓発や現場パトロール等により、法の実効性の確保に努める。
新技術の活用普及及び電子納品の推進 (3,541 千円)	安全・安心の確保・コスト縮減・環境負荷の低減と品質の向上を図るため、技術情報の提供等により新技術の活用普及を図る。 また、千葉県 CALS/EC アクションプログラム 2008 に基づき、引き続き電子納品を推進する。
設計積算・技術基準の管理・指導	工事費等の積算に用いる各種単価及び積算基準・技術基準の改定等を行う。

(83,858 千円)	また、土木積算システムの運用のため、システム及びデータの修正・変更等を行うとともに、システム全体の機能維持管理等を行う。
-------------	--

(3)建設・不動産業課

主な業務

- 1 建設業法、宅地建物取引業法及び住宅瑕疵担保履行法(建設業者及び宅地建物取引業者に関するものに限る。)等の施行に関すること。
- 2 建設工事及び宅地建物取引に係る紛争相談に関すること。
- 3 建設工事に係る契約事務の総合調整及び千葉県建設工事等指名業者選定審査会に関すること。

事業名	事業の概要
建設業許可事務	建設業法に定められた建設業許可事務を執行する。 国土交通大臣許可・・・二以上の都道府県の区域内に事務所を設けて営業する者 千葉県知事許可・・・千葉県内にのみ営業所を設けて営業する者 令和2年2月末現在許可業者数 国土交通大臣許可業者数 254 業者 千葉県知事許可業者数 18,269 業者
経営事項審査事務	建設業法第27条の23の規定により、公共工事の入札に参加する県内の建設業者について、経営規模など経営に関する事項の審査を行う。 令和2年度予定 約 3,400 業者
入札参加業者資格者名簿の作成	建設工事、測量等コンサルタント業務、建設資材の入札に参加するための資格審査を行い、資格者名簿を作成する。 令和2年1月末現在名簿登録業者数 建設工事 4,088 者 測量等コンサルタント業務 1,466 者
入札・契約の適正化の推進	時代の変化に対応した入札・契約制度の適正化の推進のため、県発注の建設工事等について、透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底及び工事の適正な施工の確保等に努める。
宅地建物取引業免許事務	宅地建物取引業法に定められた宅地建物取引業免許事務を執行する。 国土交通大臣免許・・・二以上の都道府県の区域内に事務所

	所を設けて営業する者 千葉県知事免許……千葉県内にのみ事務所を設けて営業する者 令和2年2月末現在免許業者数 国土交通大臣免許業者数 74 業者 千葉県知事免許業者数 4,484 業者
相談事務等	宅地建物取引について消費者の知識の普及と利益の保護を図るため、広報用パンフレットの発行、消費者啓発講習会の開催及び宅地建物取引相談を行う。 建設工事請負契約に関する県民からの相談に応じるため、建設工事紛争相談を行う。
住宅瑕疵担保履行法に関する事務	新築住宅の建築を請け負う建設業者及び新築住宅の販売を行う宅地建物取引業者を対象とする住宅瑕疵担保履行法の届出受付及び指導を行う。

(4)用地課

主な業務

- 1 用地及び補償に関する指導及び総合調整に関すること。
- 2 登記事務の指導に関すること。
- 3 国土交通省所管の公共用財産(港湾課において所掌するものを除く。)及び土木工事によって生じた廃道敷、廃川敷等で県有地となったものの管理及び処分に関すること。
- 4 公共事業に係る移転資金の利子補給に関すること。
- 5 千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準の施行に関すること。
- 6 測量法、国土調査法、土地収用法、租税特別措置法、公共用地の取得に関する特別措置法、不動産の鑑定評価に関する法律、地価公示法、公有地の拡大の推進に関する法律、国土利用計画法、土地基本法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関すること。
- 7 土地等の収用、買収及び補償に関すること。
- 8 千葉県土地利用審査会、千葉県事業認定審議会及び千葉県地価調査委員会に関すること。
- 9 千葉県土地開発公社の業務の監督等に関すること。

事業名	事業の概要
用地事務指導	(1)用地及び補償に関する指導及び総合調整を行う。 (2)用地買収に係る損失補償基準等の基礎研修、専門研修を行う。 対象者数(令和2年度予定)約500人

	(3)用地補償実施設計書の審査(知事部局、企業局、病院局、教育庁)処理件数(令和2年度予定)約100件
事業認定	土地収用法により、土地を収用又は使用しようとする場合、起業者からの申請に基づき、事業の認定を行う。
所有者不明土地に関する裁定	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により、所有者不明土地で地域福利増進事業を実施しようとする場合、土地使用权等を設定する。また、収用又は使用しようとする場合、収用委員会に代わり裁定を行う。
財産管理	土木工事によって生じた廃道敷、廃川敷等で県有地となったもの及び国土交通省所管の公共用財産(港湾課において所掌するものを除く。)の管理及び処分に関するものを行う。
登記対策	登記事務及び未登記処理事務に関する指導等を行う。
国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出審査	国土利用計画法により、一定面積以上の一団の土地取引を行った場合、契約締結後2週間以内に当該土地が所在する市町村を経由して知事に届出がなされ、知事は3週間以内に土地利用計画の審査を行う。 公有地の拡大の推進に関する法律により届出又は申出のあった土地(町村の区域に限る)について、地方公共団体等の買取希望協議団体の決定の通知又は買取希望団体不存在の通知を行う。
地価調査事業	国土利用計画法施行令に基づき、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の買取価格の算定の基準とされるなど適正な地価の形成に寄与することを目的に、毎年7月1日を基準日として基準地の地価を調査し結果を公表する。(基準地849地点)
地籍調査事業	国土調査法に基づき、土地における地籍の明確化を図るため市町村が行う地籍調査事業に対する補助で、本年度は千葉市ほか20市町村で約31平方キロメートルの調査を実施する。

(5)道路計画課

主な業務

- 1 道路事業の企画・計画に関すること。
- 2 道路事業の総合調整に関すること。
- 3 千葉県道路公社の業務の監督等に関すること。
- 4 有料道路に関すること。

5 東京湾アクアラインに関すること。

事業名	事業の概要
道路直轄事業負担金 (5,200,000 千円)	全国的な交流・連携の強化、物流の効率化による地域経済の活性化及び観光立県千葉の実現を目指すため、首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路等について整備促進を図る。
県単道路改良事業 (幹線道路網整備) (670,000 千円)	首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路や、北千葉道路・銚子連絡道路などの地域高規格道路及び国道・県道等に関する調査・計画・調整を行う。 調査対象路線 〔高規格幹線道路〕 首都圏中央連絡自動車道等の関連道路 〔地域高規格道路〕 銚子連絡道路(匝瑳～旭)、茂原・一宮・大原道路(茂原～一宮、一宮～大原)、鴨川・大原道路、館山・鴨川道路等 〔国道・県道〕 国道 464 号北千葉道路等
東京湾アクアライン料金 割引事業 (500,000 千円)	地域経済の活性化、首都圏の交流・連携の強化等を通じ、千葉県のパテンシャルをさらに高めるため、ETC車を対象に普通車 800 円など、全日・全車種について東京湾アクアライン通行料金の引下げを継続する。

(6)道路整備課

主な業務

- 1 道路の新設・改築に関すること。
- 2 街路事業に関すること。
- 3 市町村道に関すること。

事業名	事業の概要
国道道路改築事業 (3,664,000 千円)	成田空港のアクセス強化に資する北千葉道路や、圏央道へのアクセス道路である銚子連絡道路、長生グリーンラインを整備する。
地方道道路改築事業 (777,000 千円)	県民の利便性向上や県内経済の活性化に資する県道銚子海上線清滝バイパスを整備する。
公共街路整備事業 (2,233,000 千円)	慢性的な交通渋滞の緩和と分断された市街地の一体化を図る連続立体交差事業を、鎌ヶ谷市の新京成線(鎌ヶ谷大仏駅～くぬぎ山駅間)及び野田市の東武野田線(清水公園駅～梅

	郷駅間)において進める。
社会資本整備総合交付金事業 (14,673,000 千円) 道路(6,257,000 千円) 6,257,000 千円(通常) 街路(8,416,000 千円) 4,037,000 千円(公共街路) 3,714,000 千円(交付金街路) 665,000 千円(補助街路)	道路事業として、県民生活の利便性向上を図り、道路交通の安全・安心を確保するとともに、県内経済の活性化と観光振興につなげるため、県道鎌ヶ谷本埜線(印西市)等 17 路線 18 箇所の整備を進める。 街路事業として、都市中心部における道路交通の慢性的な渋滞等に対処するため、都市計画道路藤崎茜浜線(習志野市)等 21 路線 22 箇所の整備及び連続立体交差事業を野田市の東武野田線(清水公園駅～梅郷駅間)において進める。
ふさのくに観光道路ネットワーク事業 (広域連携) (1,153,000 千円)	高規格幹線道路を軸として、主要な観光地へのアクセス強化を図るため、国道 356 号小見川東庄バイパス(東庄町)等 8 路線 8 箇所の整備を進める。
県単道路改良事業 (10,625,000 千円)	県内外との交流と連携を強化し、主要な渋滞箇所の交通円滑化及び、県民生活を支えるため、県道小田代勝浦線(大多喜町)、県道茂原白子線(白子町)等 101 路線 172 箇所の整備を進める。
県単橋りょう架換事業 (290,500 千円)	道路改良工事や河川改修工事などに伴い、橋りょうの架換が必要となる県道白井流山線高柳橋 2 号橋(柏市)等 4 橋の整備を進める。
県単耐震橋りょう緊急架換事業 (166,000 千円)	兵庫県南部地震と同程度の地震によって、大きな被害を受けるおそれのある国道 128 号里見橋(南房総市)等 3 橋の整備を進める。
県単街路整備事業 (1,510,000 千円)	国の補助事業に併せて、県単独事業として都市計画道路下花輪駒木線(流山市)等 30 路線 34 箇所の整備を進める。

(7)道路環境課

主な業務

- 1 道路の維持及び管理に関すること。
- 2 道路の舗装、新設及び改良に関すること(道路整備課において所掌するものを除く。)
- 3 道路の愛護奨励に関すること。
- 4 道路法、道路運送法等の施行に関すること。

事業名	事業の概要
舗装道路修繕事業 (7,800,000 千円) (交付金 448,200 千円) (単独 7,351,800 千円)	県が管理している国・県道を良好な状態に維持し、交通安全の確保と沿道住民の生活環境を守るため、道路の舗装修繕を実施する。 実施箇所 353 箇所 94.7km
交通安全対策事業 (5,860,000 千円) (交付金 3,207,800 千円) (単独 2,652,200 千円)	交通環境を改善し、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、通学路などの歩道整備や交差点改良を実施する。 歩道等整備 142 箇所 交差点改良 41 箇所 区画線、標識等
道路災害防除事業 (1,671,000 千円) (交付金 463,000 千円) (単独 1,208,000 千円)	道路への崩落及び落石などの災害を未然に防止し、道路利用者の安全を確保するため、防災対策を実施する。また、今後、トンネルの老朽化に対応するため、「千葉県トンネル長寿命化修繕計画」に基づき計画的な修繕を実施する。 実施箇所 85 箇所
排水整備事業 (639,000 千円) (単独 639,000 千円)	降雨による道路の弱化・崩壊を防ぎ、道路の円滑な走行性を確保するため、道路区域内の路面排水を目的とした側溝等の整備を実施する。 実施箇所 81 箇所
橋りょう修繕事業 (4,170,000 千円) (交付金 880,000 千円) (単独 3,290,000 千円)	安全で安心な道路網を確保するため、緊急輸送道路など重要な橋梁の耐震補強を実施する。また、今後、橋梁の急速な高齢化に対応するため、「千葉県橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的な修繕を実施する。 実施箇所 118 箇所
電線類地中化整備事業 (633,000 千円) (交付金 359,000 千円) (単独 274,000 千円)	歩行者の安全確保、良好な都市景観の整備及び都市災害の防止を図るため、電線類の地中化を実施する。 実施箇所 11 箇所

(8)河川整備課

主な業務

- 1 河川、ダム、海岸、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業の工事等に関すること。
- 2 河川整備基本方針、河川整備計画に関すること。
- 3 直轄事業との調整に関すること。

事業名	事業の概要
河川整備事業 (9,262,559 千円) (補助 4,784,421 千円) (単独 4,478,138 千円)	洪水等による災害から住民の生命や財産を守るため、河川や地域の特性を考慮しつつ、当面の整備目標として、主な河川において、概ね時間雨量 50mm に対応できる河川の整備を進める。 (1)広域河川改修事業 海老川、作田川ほか計 20 箇所 (2)県単河川改良事業 栗山川、小糸川ほか計 61 箇所
土砂災害防止事業 (2,178,300 千円) (補助 1,463,300 千円) (単独 715,000 千円)	がけ崩れ等による土砂災害を防止するため、法枠工、地下水排除工、溪流保全工等の対策工事を進める。 (1)土砂災害防止事業 (砂)大川、(地)大井、(急)辰巳台ほか計 24 箇所 (2)県単砂防整備事業 (急)興津、(砂)荒川、(地)平久里中ほか計 40 箇所
海岸整備事業 (1,931,100 千円) (補助 1,109,000 千円) (単独 822,100 千円)	東京湾沿岸においては伊勢湾台風クラスの高潮に、千葉東沿岸においては過去最高位の高潮に耐えられるよう、また、海岸侵食から県土を守るため、護岸、ヘッドランド等の整備を進める。 (1)海岸基盤整備事業 浦安海岸、野手海岸、東条・広場東海岸ほか計 7 箇所 (2)県単海岸整備事業 浦安海岸、一宮海岸ほか計 17 箇所
河川津波対策事業 (1,790,000 千円)	東北地方太平洋沖地震の津波により甚大な被害を受けた九十九里沿岸において、再度の被災防止を目的とした、河川の堤防のかさ上げ及び開口部対策を実施する。 (1)河川津波対策事業 一宮川
一宮川流域浸水対策特別緊急事業 (1,728,000 千円)	令和元年度の大雨による甚大な浸水被害を踏まえ、一宮川流域において関係自治体が行う内水対策や土地利用施策と連携して、今回と同規模の降雨に対して、今後 10 か年で家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指す特別緊急事業により、河道の拡幅や調節池の増設などを実施する。 (1)河川激甚災害対策特別緊急事業 一宮川中流域 ほか
治水直轄事業負担金 (3,044,000 千円)	国における利根川水系の河川改修等の治水対策事業に関して、整備促進を図る。

(9)河川環境課

主な業務

- 1 河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地の管理に関する事。
- 2 河川の許認可事務に関する事。
- 3 河川、湖沼の浄化計画及び河川環境事業に関する事。
- 4 水防本部、水防事業に関する事。
- 5 土砂災害警戒区域の指定等に関する事。

事業名	事業の概要
河川管理事業 (834,367 千円)	河川の管理業務、排水機場・水門等の管理運転業務、プレジャーボート等の不法係留対策を実施する。
砂防管理事業 (124,289 千円)	砂防、急傾斜、地すべり施設の管理業務を実施する。
海岸管理事業 (85,074 千円)	海岸保全区域(水管理・国土保全局所管)及び一般公共海岸区域の管理業務を実施する。
河川維持事業 (3,039,000 千円)	一級河川(指定区間)及び二級河川の堤防・護岸補修、管理用通路補修等を実施する。
都市河川管理事業 (142,526 千円)	河川浄化施設により、汚濁の著しい河川の直接浄化を実施する。
河川環境事業 (903,680 千円) (補助 218,000 千円) (単独 685,680 千円)	良好な河川環境の保全・回復を図るため、植生帯や親水護岸の整備、除草・浄化を実施する。 (1)河川環境整備(877,180 千円)印旛沼、手賀沼、一宮川、真間川ほか (2)水辺環境整備(26,500 千円)養老川、旧江戸川ほか
河川管理施設機能確保事業 (補助 604,000 千円)	大規模な排水機場等の河川管理施設が長期にわたって機能を発揮するため、長寿命化計画に基づき修繕・更新を行う。
土砂災害警戒対策事業 (補助 260,000 千円)	土砂災害の被害を最小限に抑えるため、ソフト対策として土砂災害警戒区域の指定等に必要の基礎調査や、市町村ハザードマップの作成等を支援する。
高潮浸水対策事業 (補助 10,000 千円)	想定し得る最大規模の高潮について浸水想定区域図を基に、住民が円滑かつ迅速に避難できる体制の確立を目指す。
水防事業 (767,680 千円)	的確な水防情報を提供するため、観測施設等の維持管理を行うとともに、河川の水位や降雨の情報をホームページで県民へ分かりやすく提供する。 排水機場等の維持補修を実施する。

(10)港湾課

主な業務

- 1 港湾の計画、調査、建設及び改良に関すること。
- 2 港湾の管理及び運営に関すること。
- 3 港湾統計に関すること。
- 4 港湾振興施策に関すること。

事業名	事業の概要
老朽化対策緊急事業 (175,000 千円)	老朽化により所要の機能が確保されていない海岸保全施設について、機能の回復や強化のための改修を行う。 ・千葉港海岸(中央地区)中央 4 号排水機場自家発電設備を更新する。 ・千葉港海岸(中央・寒川地区)蘇我排水機場機械設備を更新設計する。
津波・高潮危機管理対策緊急事業 (157,800 千円)	背後地にゼロメートル地帯を抱える船橋地区において、既存の海岸保全施設の防護機能確保のための改修を行う。 ・千葉港海岸(船橋地区)栄排水機場の 3 号エンジン・減速機を更新する。
港湾環境整備事業 (130,000 千円)	港湾における快適な環境及び親水空間の創出を図るため、港湾緑地の整備を行う。 ・千葉港千葉中央地区の緑地を整備する。
統合補助事業 (402,200 千円)	既存港湾施設の延命化のための改修(防・安)や、使いやすい港湾の形成のための局所的な整備(社資)を行う。 ・千葉中央地区の-4.0m 物揚場の改修設計及び改修を行う。 ・千葉中央地区の-12.0m 岸壁を改修する。 ・千葉中央地区の-12.0m 岸壁のコンテナ流出防止柵設置を行う。 ・北袖ヶ浦地区の-5.5m 岸壁の改修を行う。 ・五井地区の-3.0m 物揚場の改修設計を行う。 ・葛南中央地区の-5.5m 岸壁の改修を行う。 ・葛南中央地区の-7.5m 岸壁の改修を行う。 ・館山港宮城地区の-4.0m物揚場の改修を行う。 ・館山港宮城地区の中防波堤の改修設計を行う。 ・館山港館山地区の-3.0m 物揚場の改修を行う。 ・千葉中央地区の内貿物揚場の防波堤の設計を行う。 ・館山港多目的栈橋歩道部の改良設計を行う。
改修事業	既存港湾施設の延命化のための改修(防・安)や、使いやすい港

(450,000 千円)	<p>湾の形成のための局所的な整備(社資)を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木更津港南部地区の 2 号道路第 2 橋梁の橋梁補修を行う。 ・木更津港吾妻地区の 2 基目の小型船係留施設を整備する。 ・木更津港吾妻地区の 3 基目の小型船係留施設の設計を行う。 ・木更津港吾妻地区の-4.0m 物揚場の設計を行う。 ・名洗港の防波堤の調査・検討を行う。
高潮対策事業 (476,000 千円)	<p>津波、高潮、波浪等による災害を防除するための海岸保全施設の新設又は改修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉港海岸(船橋地区)の栄水門の耐震補強(地盤改良)を行う。 ・千葉港海岸(千葉中央地区)の胸壁を嵩上げする。 ・木更津港海岸(木更津地区)の護岸の嵩上げ・防食を行う。 ・名洗港海岸の護岸の嵩上げを行う。 ・千葉港海岸検見川地区外の海岸保全施設の耐震調査を行う。
港湾機能高度化施設 整備事業(補助) (12,000 千円)	<p>浸水発生後も海上輸送網として機能を確保するための整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉中央地区コンテナターミナルのリーファー電源嵩上げを行う。
予防保全事業(補助) (190,000 千円)	<p>既存港湾施設の計画的な老朽化対策(延命化)のための改修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛南中央地区の-7.5m 岸壁の改修を行う。
港湾維持事業 (569,687 千円)	<p>単独事業として各港湾・海岸施設の維持補修及び浚渫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浚渫(市川航路泊地、千葉中央埠頭、木更津港の航路泊地ほか) ・施設補修(栄排水機場分電盤補修等)
港湾調査事業(海岸) (60,000 千円)	<p>単独事業として海岸施設の整備実施に必要な各調査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉港海岸(検見川地区)幕張、人工海浜、検見川の海岸の汀線測量を行う。 ・千葉港海岸(中央地区外)の水門 12 基・排水機場施設 7 基に係る維持管理計画策定を行う。 ・千葉港海岸(船橋地区)の高潮事業直轄化に向けた海岸保全施設の調査・検討を行う。 ・千葉港海岸水門制御設備の調査を行う。 ・木更津港海岸高潮対策事業の維持管理計画策定を行う。 ・名洗港海岸津波対策基本検討を行う。 ・館山港海岸津波対策基本検討の海岸づくり会議における補足

	資料の作成を行う。
港湾調査事業(港湾) (96,000 千円)	<p>単独事業として港湾施設の整備実施に必要な各調査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名洗港港湾計画改訂に向けた、各種調査検討を行う。 ・木更津港港湾計画改訂に向けた、各種調査検討を行う。 ・千葉港港湾 BCP 計画(津波)策定を行う。 ・耐震岸壁(千葉中央 I 岸壁・富津 F 岸壁)の液状化判定を行う。 ・木更津港富士見大橋の耐震照査を行う。 ・興津港港湾施設の老朽化調査を行う。 ・千葉港・木更津港・名洗港・興津港・館山港の航空写真を撮影する。
港湾海岸整備事業 (318,500 千円)	<p>単独事業として海岸施設の整備、改修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉港海岸(市原地区)の市原水門改修の資材価格調査を行う。 ・千葉港海岸(検見川地区)の千葉北部海浜歩道を整備する。 ・千葉港海岸(中央地区)の海岸保全施設工事に伴う植栽を復旧する。 ・千葉港海岸(市原地区)の海岸保全施設整備検討を行う。 ・千葉港海岸(検見川地区)の検見川の浜の転落防止柵を改修する。 ・千葉港海岸(市原地区)の白旗排水機場機械設備を更新する。 ・千葉港海岸(中央地区)の中央 4 号排水機場機械設備を更新する。 ・千葉港海岸(習志野地区)の習志野海岸施設を整備する。 ・千葉港海岸(船橋地区)の栄 2 号横引きゲートを改修する。 ・千葉港海岸(船橋地区)の浜町護岸を改修する。 ・千葉港海岸(船橋地区)の船橋排水機場ポンプを補修する。 ・木更津港海岸(木更津地区)資材価格を調査する。 ・木更津港海岸(木更津地区)吾妻排水機場のポンプ設備修繕を設計する。 ・木更津港海岸(木更津地区)地藏川水門の補修設計をする。 ・木更津港海岸(木更津地区)地藏川排水機場の改修を検討する。 ・木更津港海岸(木更津地区)の吾妻排水機場のポンプ処理装置を更新する。 ・館山港海岸(館山地区)の館山突堤陥没の資材価格を調査する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・名洗港海岸(名洗地区)の護岸を嵩上げする。
港湾整備事業 (470,600 千円)	単独事業として各港湾の整備、改修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・千葉港葛南中央地区の岸壁を補修する。 ・千葉港葛南中央地区北 FG 岸壁の補修を行う。 ・千葉港千葉みなとの家屋事後調査を行う。 ・千葉港千葉みなと緑地整備において、埋立工・付帯施設工を行う。 ・千葉港千葉中央地区出洲 2 号物揚場他のエプロン舗装を補修設計する。 ・千葉港千葉中央地区出洲停係場エプロン舗装、岸壁補修を行う。 ・千葉港千葉中央地区の既設水路切り回し、官公庁船前出しを設計する。 ・千葉港千葉中央地区の測量、土質調査、環境調査、設計等を行う。 ・千葉港市原八幡地区五井防波堤を補修する。 ・千葉港北袖ヶ浦地区袖ヶ浦 6 号護岸を補修する。 ・木更津港吾妻地区の小型船係留施設の付帯施設を整備する。 ・木更津港江川地区の航路土留工をする。 ・木更津港吾妻地区埋立関連の設計・整備をする。 ・木更津港吾妻地区の資材価格調査をする。 ・木更津港木更津南部地区 2 号道路 2 号橋梁設計委託・監督業務を発注する。 ・木更津港木更津南部地区潮浜岸壁の調査・設計をする。 ・館山港多目的栈橋の拡幅基本設計をする。
うるおいのある海岸づくり事業 (26,300 千円)	単独事業として各港湾海岸において、県民が港湾に親しむことのできる海岸環境づくりをめざして、海浜整地等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・千葉港海岸(検見川地区)の検見川の浜のブイを補修する。 ・千葉港海岸(検見川地区)の検見川の浜の海浜整形を行う。 ・上総湊港海岸(湊地区)の海浜整形を行う。 ・館山港海岸の海浜整形・防砂ネット撤去設置を行う。 ・興津港の海草除去を行う。
直轄事業負担金 (415,000 千円)	千葉港において、国が直轄事業として施行する港湾事業に対し、事業費の一部を負担する。
特別会計港湾整備事業費	港湾の利便性向上及び取扱量増加を図るため、港湾機能施設整備を行う。

(1,800,100 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉港千葉中央地区のふ頭用地を整備する。 ・千葉港葛南中央地区のふ頭用地を整備する。 ・千葉港北袖ヶ浦地区のふ頭用地を整備する。 ・木更津港木更津南部地区のふ頭用地を整備する。 ・浜金谷港金谷地区のふ頭用地を整備する。 ・館山港宮城地区のふ頭用地を整備する。 ・名洗港犬若地区のふ頭用地を整備する。 ・千葉港千葉中央地区の出洲 1 号上屋の耐震補強設計を行う。 ・千葉港千葉中央地区の出洲 2 号上屋を改修する。 ・千葉港葛南中央地区の内貿 1 号上屋を改修する。 ・千葉港葛南中央地区の内貿 3 号上屋の耐震補強設計を行う。 ・千葉港千葉中央地区の荷役機械 1 号機を更新する。
千葉港千葉中央ふ頭コ ンテナターミナル利用 拡大事業 (10,000 千円)	千葉港コンテナターミナルの利用拡大による港湾振興及び地域経済の活性化を目的とし、コンテナ貨物の輸出入に係る経費に対し助成する。

(11) 営繕課

主な業務

- 1 公共建築物の営繕計画に関すること。
- 2 建築工事に係る積算基準の策定等に関すること。
- 3 新規公共建築物の設計、調査及び監督の受託に関すること。

事業名	事業の概要
営繕事業	<p>1 技術支援業務</p> <p>良質で効果的な公共建築物の整備を目指すため、企画構想の段階から概算工事費の積算や整備計画、設計業務委託方式等の技術的支援を行う。</p> <p>市町村に対し、県作成の積算基準及び単価の配布、千葉県公共建築等連絡協議会等による資料提供及び説明により、技術支援を行う。</p> <p>2 建築工事に係る積算基準の策定業務</p> <p>設計の基本となる建築工事に係る「単価」や「積算基準」について、国や市場等の動向を常に把握し、的確に策定する。</p> <p>3 設計・監督業務</p> <p>知事部局、教育委員会及び病院局等の所管する公共建築物の新築・増改築等に関する設計・監督業務を依頼に基づき行う。</p>

	<p>「令和2年度実施予定」</p> <p>①新規事業 52件 6,222,409千円</p> <p>(内訳)工事 29件 5,146,206千円</p> <p>委託業務 23件 1,076,203千円</p> <p>②継続事業 15件 3,306,213千円</p> <p>(内訳)工事 14件 3,239,428千円</p> <p>委託業務 1件 66,785千円</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月末日現在</p>
--	---

(12)施設改修課

主な業務

- 1 公共建築物の保全計画に関すること。
- 2 既存公共建築物の改修の設計、調査及び監督の受託に関すること。
- 3 既存公共建築物の耐震診断及び耐震改修に関すること。

事業名	事業の概要
施設改修事業	<p>1 維持管理コストの削減と効率的な運用を図るため、計画的な保全改修に関する技術的な指導・助言を行い、既存建築物の有効活用を推進する。</p> <p>2 建築・設備の改修工事に関する指導・助言を行うとともに、予算要求に向けた工事費等の概算費用の算出を行う。</p> <p>3 知事部局、教育委員会及び病院局が所管する既存公共建築物の改修に関する設計・監督業務を行う。</p> <p>[令和2年度実施予定](出先執行・継続事業含む)</p> <p>(1)改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計等 67件 414,307千円 ・工事 119件 3,330,350千円 計 186件 3,744,657千円 <p>(2)耐震改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計等 4件 46,400千円 ・工事 37件 1,976,702千円 計 41件 2,023,102千円 <p>※教育庁の依頼分を含む。(R2.3.25 現在)</p>

(13)都市計画課

主な業務

- 1 土地利用・都市施設の都市計画決定に関すること。
- 2 宅地及びゴルフ場等の開発許可等に関すること。
- 3 市町村のまちづくり支援に関すること。
- 4 都市計画法、宅地造成等規制法、新住宅市街地開発法、軌道法、駐車場法、宅地開発事業の基準に関する条例等の施行に関すること。
- 5 千葉県都市計画審議会及び千葉県開発審査会に関すること。

事業名	事業の概要
<p>都市計画推進事業 ・都市計画の見直し (22,995 千円) ・東京都市圏総合都市交通体系調査 (9,000 千円)</p>	<p>本県における「都市計画区域」は、48 都市計画区域 48 市町村 (36 市 11 町 1 村)で、県土面積の約 71%にあたり、県人口の約 97%の人々が暮らしている。(平成 31 年 2 月末現在)</p> <p>都市計画法における都市計画の内容は、「マスタープラン」「土地利用」「都市施設」「市街地開発事業」に大別される。</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展、産業構造の変化、環境意識の高まりなどの社会経済情勢の変化に的確に対応したまちづくりを実現するため、都市計画区域マスタープランや区域区分、都市施設等について、必要な見直しを行うなど都市計画を推進する。</p> <p>1 都市計画の見直し等 (1)都市計画の見直し 地域の現況や将来の見通しを踏まえ、マスタープランや市街化区域、都市計画道路等の見直しを進めるとともに、北千葉道路の整備に必要な都市計画変更手続きを進める。 (2)千葉県都市計画基本方針の策定 地方分権の進展に伴い、広域調整機能を持った都市計画の体系やあり方等を明らかにするため、昨年度に引き続き「千葉県都市計画基本方針(まちづくりのビジョン)」の策定を進める。 (3)高速道路インターチェンジ周辺等における産業の受け皿づくり 広域道路ネットワークの整備効果を地域に波及させるため、インターチェンジ周辺地域等の計画的な土地利用の促進に向けた基本方針の策定を行うとともに、市町村が進める計画について、関係課と連携して支援する。</p> <p>2 東京都市圏総合都市交通体系調査 広域的な都市交通施策の検討を目的とした「東京都市圏交通計</p>

	画協議会」(国・10 都県市・4 団体)との共同事業であり、平成 30 年度に実施した「第 6 回パーソントリップ調査」結果に基づき政策提言を行う。
開発許可の指導等 ・開発指導 (4,508 千円) ・被災宅地危険度判定 (764 千円)	<p>1 開発許可の指導 都市の健全で秩序ある発展を図るため、都市計画法令、条例及び指導要綱等により開発許可制度の的確な運用を行い、良質な宅地開発を誘導する。また、市街化調整区域については、開発を抑制することとなっており、一定の要件を満たし、有識者で構成する千葉県開発審査会の議を経たものについては、適正な許可手続を行う。</p> <p>なお、現在、事務処理市として 15 市に開発許可に関する権限を移譲しているが、今後も地域の実情に応じて積極的に権限の移譲を進める。</p> <p>2 適切な開発許可制度の運用 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」が図られるよう、まちづくりの主体である市町村とともに、適切な開発許可制度の運用について研究を進める。</p> <p>3 被災宅地危険度判定体制の整備 災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し住民の安全確保を図るために市町村への相互支援体制をとりながら、被災宅地判定実施にあたっての体制整備を進めていくとともに、被災宅地危険度判定士の育成を図る。</p>
まちづくり支援	<p>1 市町村のまちづくり支援 市町村が主体的に取り組む「持続可能で誰もが暮らしやすいまちづくり」を推進するため、県及び関係市で構成する「千葉県都市協会」の事務局として、まちづくりの知識や技能の向上を目指した講演会や研修会、都市計画の課題等についての研究会を開催するなど、市町村のまちづくり支援を行う。</p> <p>2 立地適正化計画策定支援 コンパクトなまちづくりを推進するための「立地適正化計画」の策定について、国と連携した講習会の開催や個別の課題に応じた相談会を実施するなど、市町村の策定支援を行う。</p> <p>3 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)の支援 市町村の都市再生整備計画事業について、交付申請手続きや</p>

	事業が適正かつ円滑に進むよう、技術的指導や助言など市町村を支援して行く。
--	--------------------------------------

(14)市街地整備課

主な業務

- 1 土地区画整理事業に関すること。
- 2 市街地再開発事業に関すること。
- 3 つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業の総合調整に関すること。
- 4 東京湾アクアライン着岸地の土地区画整理事業の総合調整に関すること。
- 5 保留地及び県有地の販売に関すること。

事業名	事業の概要
つくばエクスプレス沿線 整備事業 (10,197,453 千円)	つくばエクスプレス沿線地区の運動公園周辺地区及び木地区(流山市)、柏北部中央地区(柏市)の 3 地区において、鉄道と一体となった利便性の高い街の形成を目指し、地元市と連携しながら、土地区画整理事業を実施している。 引き続き、道路・公園等の整備や宅地造成等を進めるとともに、保留地の販売を促進し、子育て世代にも暮らしやすい都市づくりを推進する。 2 市 3 地区
金田西特定土地区画 整理事業 (2,204,020 千円)	東京湾アクアライン着岸地に位置する木更津市金田西地区において、商業・業務、居住等の多様な都市機能の集積を目指し、地元市と連携しながら、土地区画整理事業を実施している。 引き続き、道路・公園等の整備や宅地造成等を進めるとともに、保留地の販売を促進し、千葉県の新たな玄関口にふさわしい都市づくりを推進する。 1 市 1 地区
組合等による土地区画 整理事業及び市街地 再開発事業の促進	既成市街地の再編や高度利用の促進、密集市街地の解消など、コンパクトで持続可能なまちづくりに向けて、国庫補助金の活用を含めた国の制度や参考となる事例を組合等に紹介するとともに、講習会の開催などにより、組合等が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進する。

(15)公園緑地課

主な業務

- 1 都市計画公園事業に関すること。
- 2 都市公園法、都市緑地法、屋外広告物法、景観法等の施行に関すること。

3 千葉県立都市公園条例、千葉県屋外広告物条例、千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例の施行に関すること。

4 屋外広告物審議会、景観審議会に関すること。

事業名	事業の概要																
県立都市公園整備事業 (1,710,823 千円)	<p>良好な都市環境の保全、スポーツ・レクリエーションの場の提供、都市の防災性の確保などを図るため、八千代広域公園など 3 公園の整備を行う。</p> <p>また、既存の都市公園施設について、事後的な維持管理から、予防的な維持管理を図るため、富津公園など 12 公園において、長寿命化計画に基づく施設の更新等を行う。</p> <p>公共公園整備事業(1,022,680 千円)</p> <table border="1" data-bbox="564 840 1342 1133"> <tr> <td>八千代広域公園</td> <td>萱田地区 造成工事、用地取得ほか</td> </tr> <tr> <td>市野谷の森公園</td> <td>植栽工事</td> </tr> <tr> <td>長生の森公園</td> <td>体験広場・園路整地工事ほか</td> </tr> <tr> <td>長寿命化対策事業</td> <td>青葉の森公園陸上競技場トラック更新工事 ほか</td> </tr> </table> <p>県単公園整備事業(688,143 千円)</p> <table border="1" data-bbox="564 1229 1342 1473"> <tr> <td>八千代広域公園</td> <td>公園案内標識設置工事ほか</td> </tr> <tr> <td>市野谷の森公園</td> <td>修景池整地工事ほか</td> </tr> <tr> <td>長生の森公園</td> <td>上水道整備工事ほか</td> </tr> <tr> <td>長寿命化対策事業</td> <td>蓮沼海浜公園展望塔外壁改修工事ほか</td> </tr> </table>	八千代広域公園	萱田地区 造成工事、用地取得ほか	市野谷の森公園	植栽工事	長生の森公園	体験広場・園路整地工事ほか	長寿命化対策事業	青葉の森公園陸上競技場トラック更新工事 ほか	八千代広域公園	公園案内標識設置工事ほか	市野谷の森公園	修景池整地工事ほか	長生の森公園	上水道整備工事ほか	長寿命化対策事業	蓮沼海浜公園展望塔外壁改修工事ほか
八千代広域公園	萱田地区 造成工事、用地取得ほか																
市野谷の森公園	植栽工事																
長生の森公園	体験広場・園路整地工事ほか																
長寿命化対策事業	青葉の森公園陸上競技場トラック更新工事 ほか																
八千代広域公園	公園案内標識設置工事ほか																
市野谷の森公園	修景池整地工事ほか																
長生の森公園	上水道整備工事ほか																
長寿命化対策事業	蓮沼海浜公園展望塔外壁改修工事ほか																
公園管理事業 (1,088,457 千円)	<p>県民の憩いの場として、安全で快適に利用できるよう柏の葉公園をはじめ 15 公園等の園地や施設の管理を行う。</p>																
「都市の緑の保全・創出」普及・啓発事業 (1,140 千円)	<p>都市緑化施策を推進するため、市町村や関係機関等との連携強化を図り、県民の都市緑化に対する意識向上を図るための普及啓発活動を実施する。</p> <p>また、市町村が行う緑に関する計画の策定や都市公園の整備、緑地の指定などを支援することにより緑の保全・創出を推進する。</p>																
景観形成事業 (8,167 千円)	<p>美しく魅力ある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」に基づき、県民・事業者</p>																

	等への普及啓発、市町村の景観行政団体への移行促進等、良好な景観の形成に関する施策を推進する。
屋外広告物の規制 (1,857 千円)	良好な景観の形成及び風致の維持、並びに公衆に対する危害を防止するため、市町村と協力して、許可制度や業者登録制度等により、屋外広告物の適正な規制誘導を推進する。

(16)下水道課

主な業務

- 1 下水道に係る調査及び計画に関すること。
- 2 流域下水道の建設及び維持管理に関すること。
- 3 公共下水道及び都市下水路に係る指導に関すること。
- 4 下水道法、都市計画法(下水道に係るものに限る。)等の施行に関すること。
- 5 千葉県下水道公社の業務の監督等に関すること。

事業名	事業の概要
流域下水道事業収益的支出 (35,586,424 千円)	<p>1 印旛沼流域下水道(13,750,424 千円) 関連 13 市町(千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町)及び成田国際空港からの汚水を花見川終末処理場及び花見川第二終末処理場で処理する。また、幕張新都心の一部で下水処理水を中水(再生水利用下水道事業)や地域冷暖房の熱源(下水処理水再利用事業)として供給する。</p> <p>2 手賀沼流域下水道(8,311,274 千円) 関連 7 市(松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市)及び逆井河川浄化施設等からの汚水を手賀沼終末処理場で処理する。</p> <p>3 江戸川左岸流域下水道(13,524,726 千円) 関連 8 市(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市)からの汚水を江戸川第二終末処理場で処理する。</p>
流域下水道事業資本的支出 (13,293,855 千円)	<p>生活環境の改善や公共用水域の水質を保全するため、市町の実施する関連公共下水道の整備に合わせ、印旛沼、手賀沼、江戸川左岸の 3 流域下水道の整備を進める。 また、流域下水道施設の長寿命化工事や耐震工事を進める。</p> <p>1 印旛沼流域下水道(2,860,446 千円) 幹線管渠の耐震工事及びポンプ場設備並びに処理場設備の改築工事等を進める。</p>

	<p>2 手賀沼流域下水道(2,162,415 千円) 処理場整備及び処理場の耐震工事並びに処理場設備の改築工事等を進める。</p> <p>3 江戸川左岸流域下水道(8,270,994 千円) 江戸川第一終末処理場の整備及び江戸川第二終末処理場設備の改築工事等を進める。</p>
公共下水道の整備促進	<p>千葉県は、54 市町村のうち 36 市町村で事業実施中であり、平成 30 年度末の公共下水道普及率は、74.8%と全国平均の 79.3%に比べ 4.5 ポイント下回っており、より一層、効率的な整備を進め、普及率の向上を図る必要がある。このため、人口が集中している都市部の整備を促進する。</p> <p>なお、下水道普及が遅れている九十九里・南房総等の地域では、平成 28 年度に見直した「全県域汚水適正処理構想」に基づき、効率的かつ適正な手法により汚水処理を促進する。</p> <p>あわせて、市街地の浸水対策、公共下水道施設に対する地震等災害対策や老朽化対策を促進する。</p>

(17)建築指導課

主な業務

- 1 建築基準法に基づく事務に関する事。
- 2 指定確認検査機関等に関する事。
- 3 建築士及び建築士事務所に関する事。
- 4 建築物動態統計調査に関する事。
- 5 建築物の防災・安全対策に関する事。
- 6 耐震改修促進法に基づく事務に関する事。
- 7 建築物省エネ法に基づく事務に関する事。
- 8 千葉県福祉のまちづくり条例に基づく事務に関する事。

事業名	事業の概要
建築物の確認・許認可・調査・啓発等	<p>建築物の安全確保並びに良好な市街地環境整備のため、建築基準法その他関係法令に基づく建築確認や検査等、法令及び条例に係る許可・認定を行う。</p> <p>また、定期報告制度の周知啓発、防災立入調査、建築パトロール等による指導を通じ、既存建築物の安全性の確保及び違反建築物対策の推進を図る。</p>
建築士、建築士事務所及び指定確認検査機関	<p>建築士、建築士事務所の適切な指導を通じ、建築士等の健全な育成と資質の向上を図る。</p>

関等の指導	また、建築確認及び検査を行う指定確認検査機関や、一定の規模以上の建築物の構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関に対し、適正な業務の執行に関して指導等を行う。
建築行政マネジメント計画の推進	建築物の安全性の確保のため、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保を図り、指定確認検査機関・建築士事務所等の指導を徹底するとともに、違反建築物対策、既存建築物の安全性確保、事故・災害対応等の各施策を、県内特定行政庁及び関係団体と連携して計画的に推進する。
建築物の総合防災対策事業 (87,998 千円)	建築物の耐震化を促進し、県民等の安全を確保するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震対策の必要性の啓発や、耐震診断・改修技術の普及を行うとともに、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等に補助を行う市町村に対し助成を行う。 また、地震発生後の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備を図る。
被災住宅修繕緊急支援事業 (4,000,000 千円) ※令和元年度繰越事業	令和元年房総半島台風からの一連の災害により被災された方の早期の生活再建を図り、一部損壊の住宅の修理費用に補助を行う市町村に対し、助成する。
千葉県建築文化賞表彰 (1,414 千円)	優れた建築物を表彰することにより、建築文化や居住環境に対する県民の意識の高揚と、うるおいとやすらぎに満ちた快適なまちづくりを推進する。

(18)住宅課

主な業務

- 1 住宅政策の企画、立案に関すること。
- 2 県営住宅の整備及び管理に関すること。
- 3 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、高齢者の居住の安定確保に関する法律、長期優良住宅の普及促進に関する法律及び空家等対策の推進に関する特別措置法等の施行に関すること。
- 4 千葉県住宅供給公社の業務の監督等に関すること。

事業名	事業の概要
千葉県住生活基本計画推進事業 (15,019 千円)	第3次千葉県住生活基本計画(平成29年3月策定)は、県民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する理念、施策の目標及び推進すべき方向性等を

	<p>定め、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である。</p> <p>令和 2 年度は、千葉県すまいづくり協議会等において、多様な主体との協働や関連する施策分野との連携を図りながら各施策を推進するとともに、(仮称)第 4 次千葉県住生活基本計画を策定するため、基礎調査や現計画の進捗状況に関する分析・評価などを実施し、今後の住宅施策に関する基本方針及び重点施策の検討作業を行う。</p>
<p>空き家等対策推進事業 (9,460 千円)</p>	<p>適切な管理が行われていない空家等は、倒壊・火災等により地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、市町村が、国の補助事業を活用して空家等対策計画の策定等に必要の実態把握調査を行う場合、経費の一部を助成するとともに、空家の発生予防を目的とした講習会・相談会の開催を支援するため、講師・相談員の派遣を行う。</p>
<p>被災者住宅再建資金 利子補給事業 (東日本大震災) (2,355 千円)</p>	<p>東日本大震災による被災者の住宅再建を支援するため、被災者住宅再建資金利子補給事業を実施する市町村に補助を行う。</p>
<p>住まい情報プラザ業務 事業 (1,259 千円)</p>	<p>県民が正確で十分な住宅に関する情報を得られるよう、県営住宅、特定優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅の募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の住情報を提供する総合的な窓口として「住まい情報プラザ」を千葉県住宅供給公社内に設置し、その運営を公社に委託している。</p>
<p>サービス付き高齢者向け 住宅整備補助事業 (270,000 千円)</p>	<p>高齢者が安心して居住できるサービス付き高齢者向け住宅について、介護事業所等との連携が図られているなど、将来支援を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質な住宅を整備する場合に、国の補助に加え、県単独の上乗せ補助を行う。</p>
<p>特定優良賃貸住宅家 賃補助事業 (7,381 千円)</p>	<p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、民間の土地所有者等(事業者)が建設した、中堅所得者層を対象とする特定優良賃貸住宅について、事業者が、入居者の居住の安定のために行う家賃の減額に対して国と県が補助を行う。</p> <p>令和 2 年度は 24 団地 391 戸について補助を行う予定である。</p> <p>また、現行の特定優良賃貸住宅家賃補助制度に加え、入居者の負担額を軽減し、空家率の低減を図るため補助を行う。</p>
<p>マンション管理支援事</p>	<p>分譲マンションは、区分所有者間の合意形成の難しさ、建築構</p>

業 (450 千円)	造上の技術的判断の困難さ等、維持管理上の課題が多いことから、区分所有者や管理組合等を対象として、マンション管理基礎講座を開催する。 また、分譲マンションの管理等に関する諸問題について市町村と意見交換を行うマンション問題研究会を開催する。
公営住宅建設事業 (2,677,563 千円)	公営住宅法等に基づき、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃の住宅を供給することを目的として、県営住宅の整備を行っており、令和 2 年度は、県営住宅の建設事業、改善事業等を実施する。 建設事業として、市川市の国府台県営住宅の建替事業を引き続き行う。また、鎌ヶ谷市の佐津間で県営住宅の建設工事を実施する。 既設県営住宅の長寿命化を図る改善事業等として、外壁・屋上防水や住居改善などの改修工事等を行う。
県営住宅の管理事業 (2,602,892 千円)	平成 17 年 6 月の公営住宅法の改正により、管理代行制度を導入し、平成 18 年 4 月から千葉県住宅供給公社が、県営住宅の管理を代行してきた。引き続き同公社が管理を代行し、県営住宅管理の一層の効率化を図るとともに、入居者へのサービス向上を図っていく。 (令和 2 年 2 月 29 日現在の県営住宅の団地数等) 143 団地、19,168 戸
賃貸型応急住宅供与事業 (426,720 千円)	令和元年房総半島台風等により被災し、居住する住家を自力で確保できない方のため、災害救助法に基づき、賃貸型応急住宅を提供する。
災害復興住宅資金利子補給事業 (25,000 千円)	住宅の復興を促進するため、令和元年房総半島台風等により被災した方が、住宅の補修等のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合に、市町村とともに利子補給を行う。